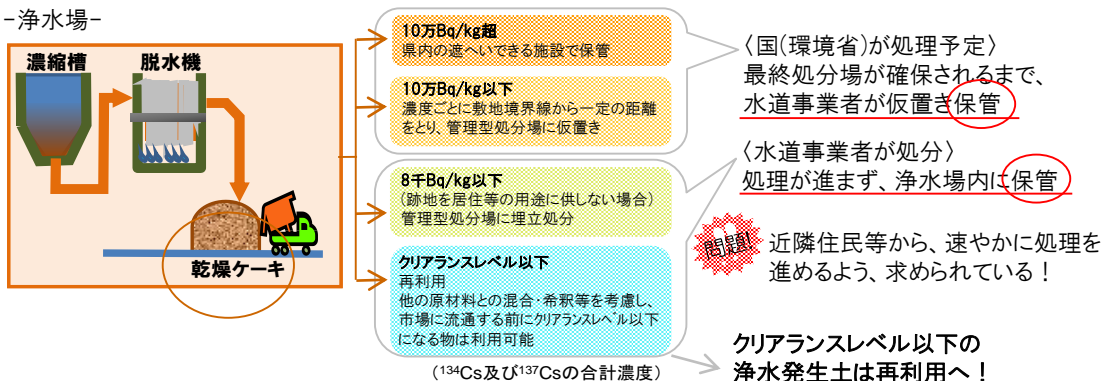


放射性物質に係る対応の推進及び東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因とする損害賠償について

課題

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により拡散した放射性物質を含んだ浄水発生土の処理について、水道事業者が苦慮している
- 当該事故を原因とする損害賠償については、水道事業者ごとに合意形成が必要であるとともに、放射性物質対策に要した費用全てを賠償するものとはなっていない

① 放射性物質を含む浄水発生土への対応



令和3年1月8日時点(単位:トン)

再利用	セメント原料	909,885
	建設改良土	410,311
	農土・園芸用土	103,599
	グラウンド土	23,254
	その他	71,548
最終処分(仮置き含む)		495,358
保管量		109,779

事故後10年、再利用等により浄水発生土の処理は進みつつあるものの、未だ保管を余儀なくされている

問題 国による、さらなる安全評価が必要！

要望

国及び東京電力ホールディングス(株)の責任において、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む浄水発生土について、処分地の確保など速やかに処理を進めること

〔要望事項(1)〕

問題

② 損害賠償

放射性物質対策に要した費用の全てを賠償するものとはなっていないため、水道事業者は経済的負担を負いながら対応している

要望

各水道事業者が放射性物質対策に要したとして請求している費用については、全額を速やかに支払うとともに、今後においても水道事業者ごとに置かれた個別事情を踏まえた必要な追加的費用の賠償を継続するよう、東京電力ホールディングス(株)に強く働きかけること

〔要望事項(2)〕